

令和7年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和7年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分等」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「シェアハウス(木造)」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画 ①LDK・交流スペースの計画</p> <p>(2) 計画一般(敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、各室の計画等)</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 架構計画</p> <p>(5) 矩計に関する知識</p> <p>(6) 要求図書の表現</p> <p>(7) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合 ①木造2階建てでないもの ②要求図書のうち図面が1面以上未完成 ③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合等) ④面積等の不適合 ⑤要求室等のうち、次のいずれかの室等が欠落又は設置階が違っているもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 1階: 玄関、LDK、個室(A) 2階: 交流スペース、個室(B)、吹抜け 屋外: 屋外テラス </div> ⑥著しく非常識な計画(階段の欠落等)</p>
採点結果の区分等	<p>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。</p> <p>ランクI: 「知識及び技能」※を有するもの</p> <p>ランクII: 「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクIII: 「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクIV: 設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクI: 46.4%、ランクII: 3.5%、ランクIII: 25.0%、ランクIV: 25.1%</p> <p>※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、必ずしも合計値が100にならない場合があります。</p> <p>○解答の傾向 「未完成」、「面積違反」、「主要室の欠落」、「設計条件違反(吹抜けの大きさ、LDK及び交流スペースの計画、避難経路)」に該当するものが多かった。</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。